

十十九 二一	八七六五	四	三二一	行成省	
の経利行 払過行 込利価 み子率格日	発発 替額低 額單面 位金額	振額最 低込行 方	發行 等替條 法項及 のび根 適法	用振の法 律行 及の び根 そ拠	条令國財 件五第債務 等年三省 六を十十發告 年次二号行示 一の月)等第 月と二第に十 九お十七關十八 財日り二條す号
第次財年額平す額の振 十の務一面成るの記替 八算大・金十。整載法 号式臣四額五数又の にはパ百年倍は規 規よ、一円十の記定 定り払セに二金録に す算込ンつ月額はよ る出金トき二に、る 期し額百十より最振 日たに円二る低替 に金加十日も額口 払額え七日の面座 いを、錢と金簿	五千額受券財機用「成社一三国十利 万一面けへ政関を振十債項十債六付 円億金十融は受替三等九整回国 七額年資日け法年年の年理庫 千で、資本る「法振法基債券 万千の金銀もと律替律金券 円億借に行のい第に第特 円換よととう七關六別 えるすし、十す号会 の利る、の五る、計 た付、そ規号法第法 め國の定、律五へ二 の庫振の以へ条明 引債替適下平第治	用振の法 律行 及の び根 そ拠	等替條 法項及 のび根 そ拠	行 稱 及 び 記	財務告日第 國大臣示に三省 大 臨時代 大臣時代 金代理 子

込 む も の と す る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{2}{365}$$

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 し 成 、 十
期 及 翌 行 を 六 年
に 第 業 業 払 の 算 う
つ 十 日 日 式 月 二
い 五 に に 。 号 支 当 た に
て 同 号 支 だ よ 二
じ に 払 た だ よ 月
お う る し り 日
い へ と 、 算 を
。) 。 て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期

十 三 初 期 利 子

十 四 後 第 二 期 利 期

十 八 十 十 十
七 六 五
払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限
子 以

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
銀 金 二 子 、 支 六
行 額 十 を そ 払 月
百 五 支 の 期 二
円 年 払 日 と 十
に う 以 し 日
つ 二 。 前 、 及
き 六 各 び
百 二 月 支 十
円 十 間 払 二
日 に 期 月
屬 に 二
す お 十

$$\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$